新しく変りました

印鑑登録・証明の方法

＝1月からスタート＝

印鑑は私達の社会生活に重要な役割をはたしています。特に不動産の売買や登記、金銭の貸借、その他重要な契約にあたっては、市役所に登録された印鑑や印鑑登録証明書が使われています。市ではこの度、印鑑登録証明書の不正な利用を防止することを主なねらいとして、1月から印鑑の登録や証明の方法などを改めることにしました。

印鑑証明には「登録証」が必要

印鑑登録証明は、新しい制度では、印鑑の登録を受けた方に「印鑑登録証」をお渡しし、印鑑登録証明書が必要なときは、「印鑑登録証明書交付申請書」に印鑑登録書をそえて申請していただきます。

ですから、この「印鑑登録証」は印鑑と同じように大切に保管していただかねばならないのです。

▽こんなときは届出を

(1)印鑑登録書をなくしたとき、または汚損、破損したとき (2)印鑑登録証にかかれた登録番号を読みとることが困難になったとき (3)登録を受けている印鑑をなくしたとき (4)印鑑登録の消除を受けようとするとき

▽こんなときは印鑑登録証を返してください

(1)登録を受けている印鑑をなくしたとき (2)印鑑登録証にかかれた登録番号を読みとることが困難になったとき (3)印鑑登録の消除を受けようとするとき (4)向日市外へ転出するとき (5)氏名が変ったことにより登録を受けている印鑑とあわなくなったとき (6)死亡したとき (7)禁治産または失そうの宣告を受けたとき

代理権授与通知書

昭和　年　月　日

向日市長　殿

住所　番地　　登録印

氏名

明・大・昭　年　月　日生

私は（こられない理由）　のため
下記の者を代理人として、所定の申請権限を委任しましたので、通知します。

代理人	住所		
	氏名		明・大・昭 年 月 日生
区分	イ 印鑑登録申請	ロ 印鑑登録証明書交付申請（　）枚	
	ハ 印鑑登録廃止申請	ニ 印鑑登録証交付受領の件	

記入要
この見本を参考にして本人自筆で楷書に書いて下さい。
なお、登録印（実印）も必要ですので御持参下さい。

印鑑登録

住民基本台帳に記載されまたは外国人登録原票に登録されている人は、一人につき一個の印鑑登録を受けることができます。

ただし、十五歳未満の人や禁治産者は登録をうけることができません。

▽登録できる印鑑

(1)本人の氏名、氏、名または氏および名のそれぞれの一部を組合わせたものを表わしていること (2)印影が一辺の長さ八ミリの正方形以上で、二十五ミリの正方形に収まる大きさであること (3)職業、資格その他さきの(1)以外の事項を表わしていないこと (4)印影が鮮明で、文字の判読が容易であること (5)ゴム印その他、押印のつど印影が変形しやすいものでないこと (6)以上のほか、登録することが不適当と認められるものでないこと

▽登録申請の手続き

市民課に、登録を受けようとする印鑑を本人が持参して申請して下さい。

ただし、病気その他やむを得ない理由により、本人が申請できないときは、代理人により申請できます。（これには、権限が与えられたことを証する本人作成の文書が必要です）

印鑑の登録申請をされますと、本人の意思確認のため、照会書を送付しますので、必ず回答書を持参して下さい。

なお、本人が出頭して登録申請した場合、官公署の発行した免許証、許可書、身分証明書、外国人登録証等で本人の写真がはってあるものを提示されたときはこれによって本人を確認をします。

ますと印鑑登録書をお渡しします。なお、旧制度で登録されている印鑑のうち、新しい制度で登録できる印鑑に該当しないときは、別の印鑑で切替え手続きをしていただくようお願いします。

切替期間中の印鑑登録証明は

すでに印鑑登録をしている方で、切替えの済んでいない方は、切替え期間中にかぎり、今までと同じ方法で印鑑登録証明が受けられます。

しかし、昭和五十三年一月以後は新しく印鑑登録の申請をしていただかないと印鑑登録証明を受けることができません。

その他、印鑑登録証明に関する詳しいお問い合わせは市民課まで。

☎九三一―一一一一（内線二一二）

切替手続きは今月から市民課で

新しい制度への移行にともなって、すでに印鑑の登録をされている方は、お手数ですが、切替えの手続きをしていただかなければなりません。

今月四日から十二月二十八日までの間に、登録されている印鑑をご持参のうえ本人自身が切替えの手続きをして下さい。

保険料の納付方法が変更

国民年金

四月から

国民年金の保険料の納付方法が、今年の四月から変わりますのでご注意下さい。

今まで各家庭に訪問して集金していた国民年金の保険料は、四月から、各家庭に納付書を配付し、直接、最寄りの金融機関（郵便局を除く）および市役所会計課に納入していただく方法に変更しますので、おまちがえのないように。

また同時に、この四月から、保険料の口座振替制度も実施しますので、留守がちの家庭はなるべく、この制度をご利用下さい。

口座振替制度をご利用される方は、各金融機関の窓口でお申し込み下さい。

▽申込み期間・場所

二月一日から各金融機関窓口で。

▽口座振替制度を取扱っている金融機関

京都銀行、代見信用金庫京都中央信用金庫、三和銀行向日町支店、第一勧業銀行、向日市農業協同組合

その他、詳しいお問い合わせは保険年金課まで。

☎九三一―一一一一（内線二一二九）

〝はたちのつどい〟1月15日、市民会館ホールで

昨年の成人式風景＝市民会館ホール＝

このたび成人式を迎えられるみなさん、おめでとうございます。

一月十五日は成人の日で満二十歳になった人に〝おとな〟になったことを自覚してもらうと同時に祝福する日です。この日を境として、みなさんには、国民として国政に地方自治に参加する資格が与えられると同時に、独立の社会人としての判断と責任で行動することが要求されます。

市では、満二十歳を迎えられた若人のみなさんを招いて、社会人としての新しい出発と洋々たる前途を祝福するため〝はたちのつどい〟を開催します。

▼とき＝1月15日（土）、午後一時～四時

▼ところ＝市民会館ホール

▼内容＝式典、記念講演（宗教家、八耳哲雄氏）、アトラクション（ばっくすばにい、ドン佐野、永富研二、テネシーファイブなどのカントリーバンドが出演）

▼対象者

昭和31年1月16日～昭和32年1月15日生まれの人

老齢福祉年金　支給額アップ

まだの方は手続きを

老齢福祉年金の請求もれの方はありませんか。

満七十歳から支給される老齢福祉年金は、昨年十月から、支給額が一万三千五百円（以前は一万二千円）に改定されました。

まだ請求手続きをされていない方は、早目に手続きされますようお願いします

なお、国民年金の五年年金、十年年金、新五年年金の受給権者は、老齢福祉年金は請求できません。

〔支給制限〕

▽公的年金を一年に二十八万円以上受けている場合は支給停止

▽恩給公務の年金を、一年間に、大尉に準ずる金額以上受けているときは支給停止

▽本人、配偶者および扶養義務者の前年中の所得が定められた基準額以上ある年は支給停止

請求手続きは、印鑑、住民票の謄本一部（公的年金を受けている方は年金証書）をもって、保険年金課までお越し下さい。

また、障害福祉年金の支給額も、昨年十月から、一級障害者が二万三百円、二級障害者が一万三千五百円に改定されました。

詳しくは、保険年金課までお問い合わせ下さい。

☎九三一―一一一一（内線二二九）

消防出初め式

▷とき　1月15日（祝）午前10時
▷ところ　市役所前・競輪場内
▷内容　記念式典・分列行進
一斉放水
（雨天の場合は記念式典のみ）

御寄附ありがとう

◇昨年12月20日（月）、匿名で一市民より、身体の不自由な方のために役立てて下さいと、寄附金（22,000円）を受けました。ありがとうございました。
寄附金は、寄附の主旨にそうべく活用させていただきます。

〝みんなで文化財を火災から守ろう〟

（1月26日は、第23回文化財・防火デー）

◆民族文化の遺産として、文化財は数多く残されていますがこれら貴重な遺産は年々災害などによって失われています。
◆文化財を火災から守るため次の事項を必ず守りましょう。
◇拝観される方々は、良識をもって行動すること。
◇文化財の付近では絶対に火気を使用したり、させたりしないこと。

●向日市消防本部●

市収納代理金融機関に京都信用金庫を指定